

無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に係る意見募集に対する意見と総務省の考え方  
—ラジオゾンデの高度化に関する規定の整備—  
(平成23年6月25日～同年7月25日意見募集)

【意見提出：1者】

No.	提出された意見等	総務省の考え方
1	<p>電波法関係審査基準改正案別紙1第18の4(2)アについてですが、なぜ不定・移動観測の場合のみ「2波以上」指定しなければならないのか、理由が分かりません。何か理由があるにしても、「原則として2波以上」ぐらいの規定でよいのではないのでしょうか？</p> <p>【個人】</p>	<p>不定・移動観測の場合、あらかじめ運用場所が限定できないこととなりますが、複数のラジオゾンデが近い場所において同一周波数で利用されるなどの運用条件となる場合には混信が懸念されます。このため、当該混信を回避するために狭帯域ラジオゾンデの周波数を切り替えて運用できるよう、2波以上の指定が必須であると考えることから、原案のとおりとします。</p>